

ヤミ金融事犯の取締り

警 察 庁

目 次

| | |
|------------------|---|
| ○ ヤミ金融問題の変遷 | 1 |
| ○ 取締体制の強化① | 2 |
| ○ 取締体制の強化② | 3 |
| ○ 最近の検挙状況 | |
| 1 ヤミ金融事犯検挙状況 | 4 |
| 2 平成10年以降の検挙状況推移 | 5 |
| 3 主要検挙事例 | 6 |
| 4 暴力団の関与状況 | 7 |
| ○ ヤミ金融事犯の手口の特徴 | 8 |
| ○ 犯罪インフラの対策等 | 9 |

ヤミ金融問題の変遷

深刻化するヤミ金融問題(平成14年ころ～)

090金融・システム金融等ヤミ金融の横行

三菱会事件
八尾事件 等

大きな社会問題

ヤミ金融対策法

貸金業規制法の改正

平成15年改正

- 登録要件厳格化
 - 広告等規制強化
 - 取立行為規制強化
 - 貸金業務取扱主任者制度の創設
 - 罰則の強化
- 等

※平成15年検挙事件数ピーク

平成18年改正

- 参入条件厳格化
 - 自主規制機能強化
 - 総量規制の導入
 - 上限金利の引き下げ
 - 罰則の強化
- 等

※検挙状況は高水準で維持

法改正に相まって集中取締本部による取締りの強化

取締体制の強化①

集中取締本部の設置

ヤミ金融対策法
平成15年8月1日公布

取締り強化
指示

集中取締本部
～全国都道府県警察に設置
○ 生活安全部門、暴力団
対策部門等横断的な体制
の確立

現在も継続

多重債務問題
改善プログラム

【多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日決定)】

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化
 - 集中取締本部を維持して摘発を強化
 - 郵便物受取・電話受付サービス業者に対する本人確認等犯罪収益移転防止法の規制をヤミ金融対策に積極的に活用
 - 電話による警告等を積極的に実施し、携帯電話の利用停止制度の積極的活用の検討
 - 平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知

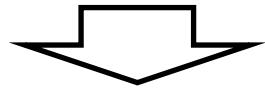
取締体制の強化②

警察庁における生活経済対策管理官の設置

平成21年4月1日設置

◎国民の消費生活を侵害する事犯により、国民の安全・安心に大きな影響

- (例)
- ・ 高齢者を狙った悪質商法
 - ・ 生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯
 - ・ 食の安全・安心に係る事犯
- 等



◎20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」

~「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」が盛り込まれた。

警察庁

【生活環境課】

〈生活経済対策室〉

生活経済事犯を担当

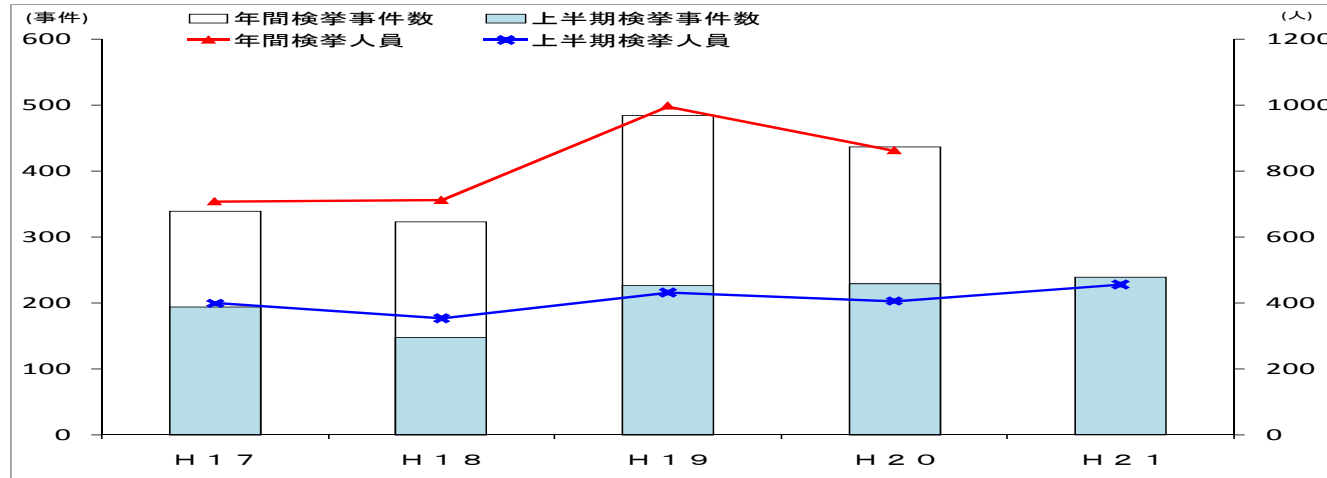
【生活経済対策管理官】

生活経済事犯に専従

最近の検挙状況

1 ヤミ金融事犯検挙状況

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移



平成21年上半期の
ヤミ金融事犯
検挙事件数 **239**事件
検挙人員 **455**人
検挙法人 **12**法人
であった。

上半期

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 検挙事件数 | 194 | 148 | 227 | 229 | 239 |
| 検挙人員 | 398 | 353 | 431 | 405 | 455 |
| 検挙法人 | 1 | 3 | 4 | 8 | 12 |
| 被害人員等 | 77,640 | 115,853 | 77,850 | 64,908 | 53,483 |
| 被害額等 | 128億3,974万円 | 127億3,456万円 | 112億5,170万円 | 184億0,285万円 | 138億3,674万円 |

年間 (参考)

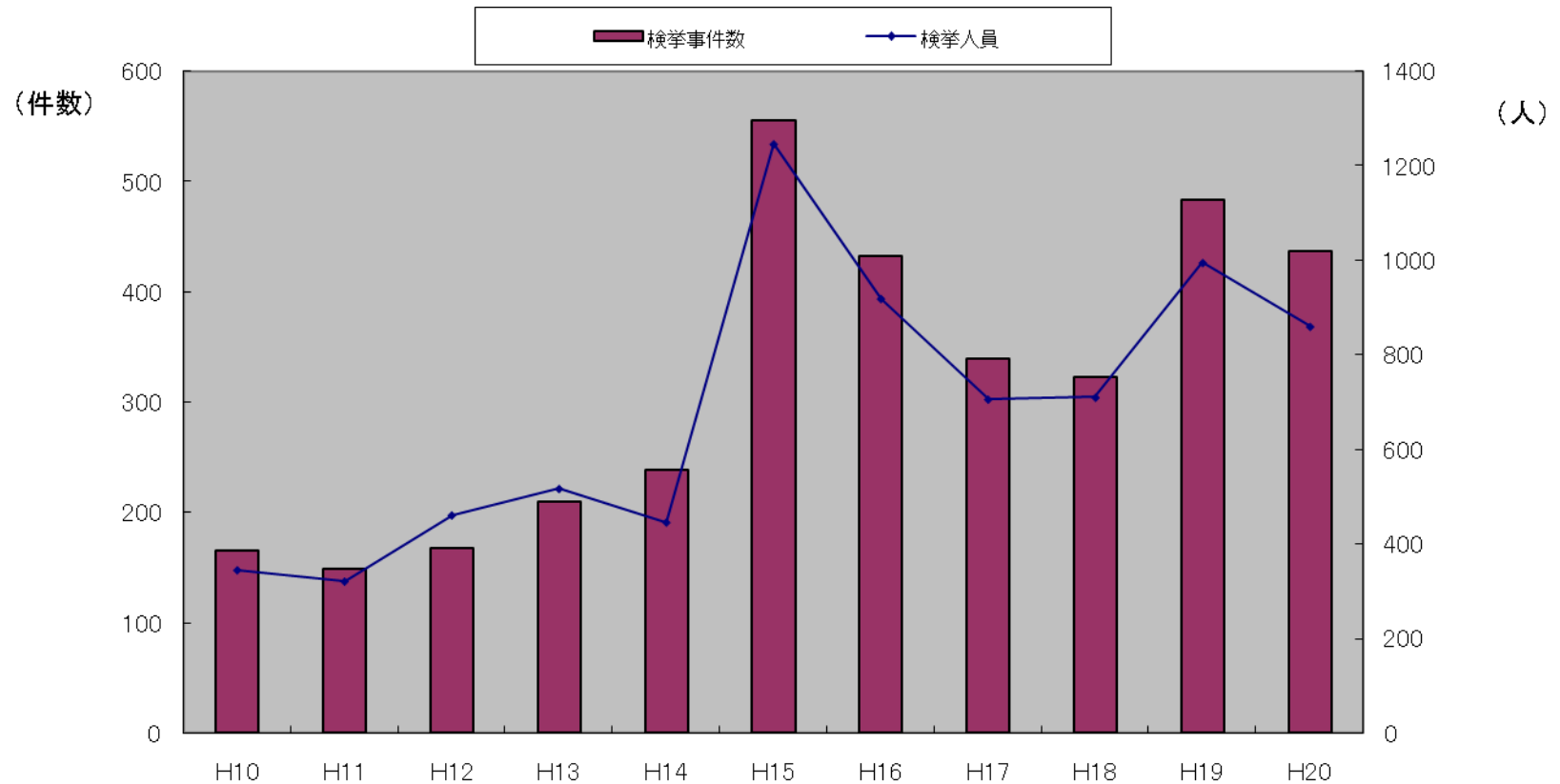
| | | | | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 検挙事件数 | 339 | 323 | 484 | 437 | - |
| 検挙人員 | 706 | 710 | 995 | 860 | - |
| 検挙法人 | 7 | 14 | 20 | 16 | - |
| 被害人員等 | 173,399 | 154,511 | 148,543 | 141,394 | - |
| 被害額等 | 237億7,804万円 | 199億7,536万円 | 303億8,998万円 | 293億3,378万円 | - |

注1 ヤミ金融事犯としては、出資法違反事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した恐喝、暴行、詐欺等の事件を計上している。

2 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、恐喝の被害者等を計上している。

3 被害額等には、高金利に係る貸付金額、恐喝の被害額等を計上している。

2 平成10年以降の検挙状況推移



| | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 検挙事件数(件) | 165 | 149 | 168 | 210 | 238 | 556 | 432 | 339 | 323 | 484 | 437 |
| 検挙人員(人) | 345 | 321 | 461 | 517 | 446 | 1,246 | 919 | 706 | 710 | 995 | 860 |
| 被害人員等(人) | 73,437 | 62,758 | 49,663 | 79,454 | 122,115 | 321,841 | 279,389 | 173,399 | 154,511 | 148,543 | 141,394 |
| 被害額等(円) | 260億 6,505万 | 180億 7,659万 | 160億 3,609万 | 186億 7,510万 | 159億 8,384万 | 322億 3,639万 | 348億 2,775万 | 237億 7,804万 | 199億 7,536万 | 303億 8,998万 | 293億 3,378万 |

3 主要検挙事例

◎090ヤミ金融グループによる貸金業法違反及び出資法違反事件

ヤミ金融グループが、平成20年4月から21年1月までの間、いわゆる名簿屋から購入した多重債務者名簿を基に全国にダイレクトメールを発送するなどして融資を勧誘し、約300人に対し法定金利の110倍から750倍で金銭を貸し付け、約3億5,000万円の利息等を他人名義の口座に振込送金させて受領するなどした。同年3月までに9人を出資法違反（超高金利受領）うち7人を貸金業法違反（無登録営業）で検挙した（岩手）。

◎大規模ヤミ金融グループ及び名簿屋による貸金業法違反等並びに携帯電話レンタル業者による携帯電話不正利用防止法違反

大規模ヤミ金融グループが平成18年5月ころから20年6月ころまでの間、名簿屋から入手した多重債務者名簿を基に、電話、ダイレクトメール等の方法により融資を勧誘し、約5,600人に法定金利の約18倍から約157倍の利息で貸し付け、約2億4,000万円の違法収益を得るなどした。20年9月までに貸金業法違反（無登録）、出資法違反（超高金利受領）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で9人を逮捕するとともに、多重債務者名簿等を提供した名簿屋1人を出資法違反（超高金利受領）幫助で逮捕した。さらに、無登録貸金業者に対して携帯電話を本人確認せずに貸し出したとして、20年10月までに携帯電話不正利用防止法違反（匿名貸与営業）で携帯電話レンタル業者取締役及び従業員4人（うち2人逮捕）を検挙した（警視庁・長崎）。

◎年金受給者の預金通帳等を保管して貸付けを行っていた貸金業法違反及び出資法違反等事件

被疑者は、平成13年1月ころから20年5月ころまでの間、口コミや紹介、多重債務者名簿を基に電話するなどの方法により融資を勧誘し、年金受給者等に貸し付けるに当たって、融資の返済を受けることを目的に、年金等が振り込まれる口座の通帳、キャッシュカード等を保管するなどして、約1,200人に約2億円を貸し付け、法定金利の2倍から5倍の利息を受領するなどした。20年8月までに、貸金業法違反（無登録、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）、出資法違反（超高金利）、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で11人（うち2人逮捕）を検挙した（大阪）。

◎暴力団幹部らによる090金融における出資法違反、貸金業法違反等事件

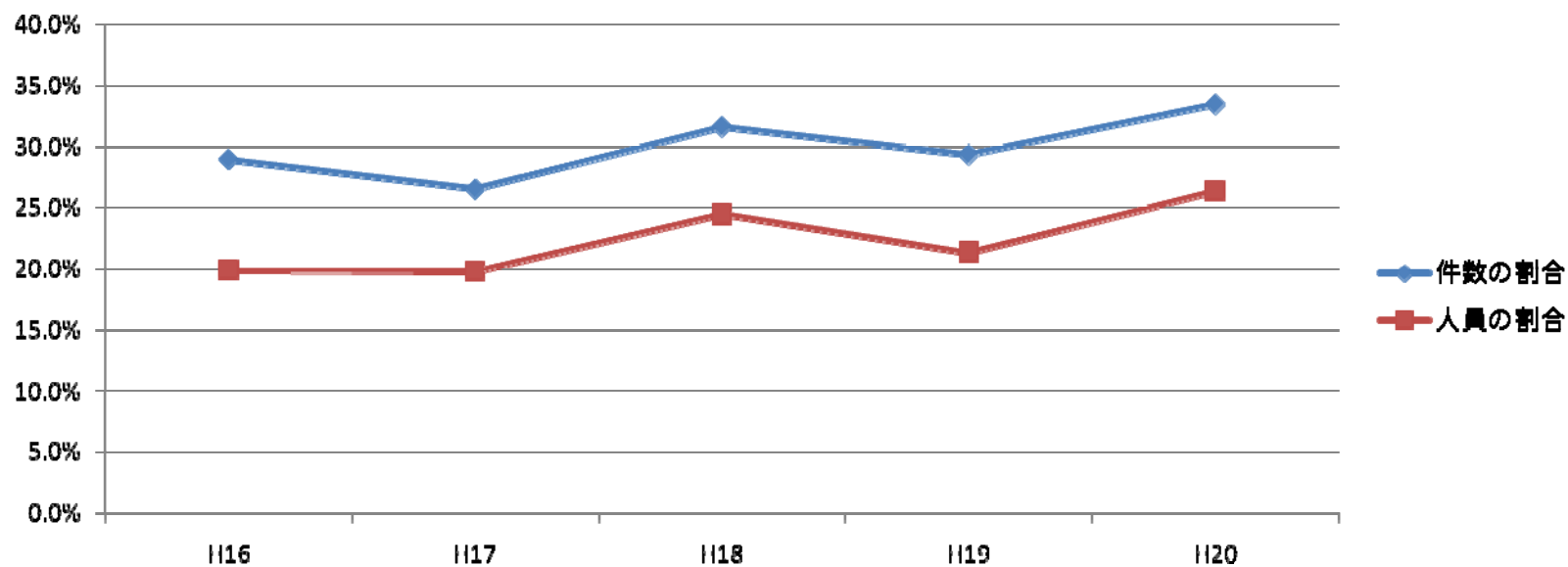
暴力団幹部らが、平成19年6月から21年1月までの間、実行犯を雇用して貸金業を行い、団地等にチラシを配布するなどして融資を勧誘し、約800人に対し法定金利の約16倍から約43倍で金銭を貸し付け、約1億円の利息等を他人名義の口座に振込送金させて受領するなどした。同年7月までに同暴力団幹部ほか2人を出資法違反（超高金利受領）、貸金業法違反（無登録）で逮捕するとともに、組織的犯罪処罰法を適用するなどし、違法収益の剥奪を図った（和歌山）。

◎暴力団を利用した取立て行為に絡む逮捕監禁及び強要事件

暴力団幹部と親交の深い登録貸金業者が、平成21年2月から同年5月までの間、貸金業法で定められた帳簿の備付けや貸付条件の掲示等を行わず、暴力団幹部らとともに債権を取り立てるなど、悪質な営業を行っていた。同年4月に、「ヤクザに脅され借用書を書かされたり、保証人にされたりした」との被害申告を受けて捜査を行い、同年6月までに貸金業者1人と暴力団幹部ら2人を逮捕監禁罪及び強要罪で逮捕するとともに、貸金業法第44条の4の規定に基づき、警察本部長から県知事に対する意見陳述を行った（岡山）。

4 暴力団の関与状況

ヤミ金融事犯における暴力団関与割合の推移



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 検挙事件数 | 432 | 339 | 323 | 484 | 437 |
| うち暴力団関与件数 | 125 | 90 | 102 | 142 | 146 |
| 割合 | 28.9% | 26.5% | 31.6% | 29.3% | 33.4% |
| 検挙人員 | 919 | 706 | 710 | 995 | 860 |
| うち暴力団関係人員 | 183 | 140 | 174 | 213 | 227 |
| 割合 | 19.9% | 19.8% | 24.5% | 21.4% | 26.4% |

ヤミ金融事犯の手口の特徴

(典型的手口)

◎ 090金融

～事務所・店舗を持たずに携帯電話を連絡手段とし、貸付け、取立てを行うもの。

◎ システム金融

～ヤミ金融グループ間で、適宜債務者に関する情報を交換し、同一債務者に次々と融資を行うもの。

(その他の手口)

◎ 物品販売、リース契約等の仮装

～貴金属販売、自動車リース契約等を仮装し、商品代金等として利息を天引きした上での貸付け行為。

.....etc

※ 多重債務者の名簿を基づくダイレクトメールやチラシ等で勧誘。



手口等の悪質・巧妙化

融資・勧誘

携帯電話
・他人名義
・レンタル

元利金回収

他人名義口座

出し子

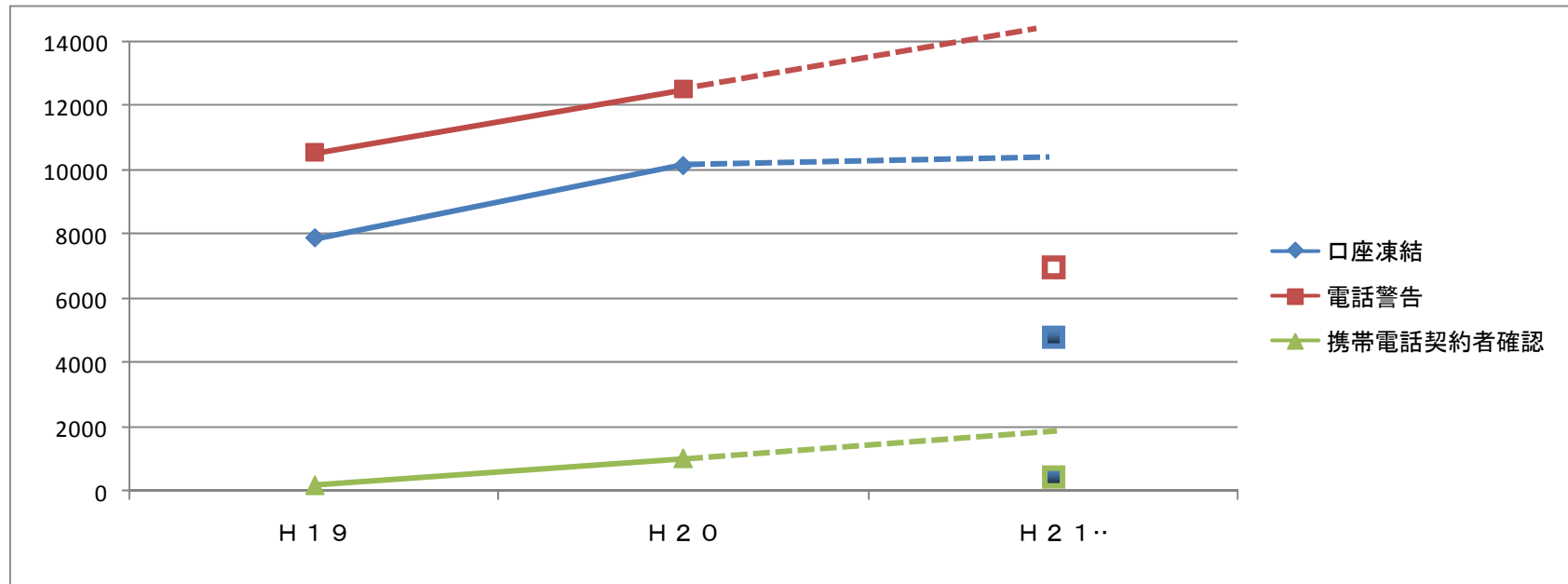
活動拠点

他人名義契約
短期間移転

捜査の
困難化

犯罪インフラの対策等

～口座凍結・携帯電話契約者確認要求・電話警告件数の推移～



※ 平成19年から調査開始、点線は本年見込み分。

| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 6月末 |
|-----------------|-------|-------|--------------|
| 口座凍結 | 7892 | 10171 | (5189) |
| 電話警告 | 10557 | 12529 | (7385) |
| 携帯電話契約者 確認要求 | 206 | 1025 | (895) |